

議第212号

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

平成21年11月25日提出

京都市長 門川大作

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する
条例

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正
する。

第2条中「平成21年1月1日から平成22年3月31日まで」を「平成
21年12月1日から平成23年3月31日まで」に改める。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に
改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

提案理由

現在実施している高等学校及び幼稚園の校長、園長、教頭等その他管理
又は監督の地位にある教職員の給料の額の特例措置について、その期間を
延長する必要があるので提案する。